

デジタルの力で自治会活動を効率化したい！
若い人向けに自治会の活動を発信したい！

今年も
やります！

情報伝達ツールアプリを導入してみませんか？

保土ヶ谷区情報伝達 ツールアプリ導入補助金

10割補助
上限
3
万円

自治会町内会における事務処理の効率化や情報伝達の円滑化を目的とした
情報伝達ツールアプリ、ホームページの導入等に係る費用を補助します！
この機会にデジタル回覧板やホームページでの広報を始めてみませんか？

対象団体 地区連合町内会、自治会町内会

申請期限 令和7年12月26日金まで



ホームページはコチラ

情報伝達ツールアプリの活用イメージ ※使用するアプリにより異なります

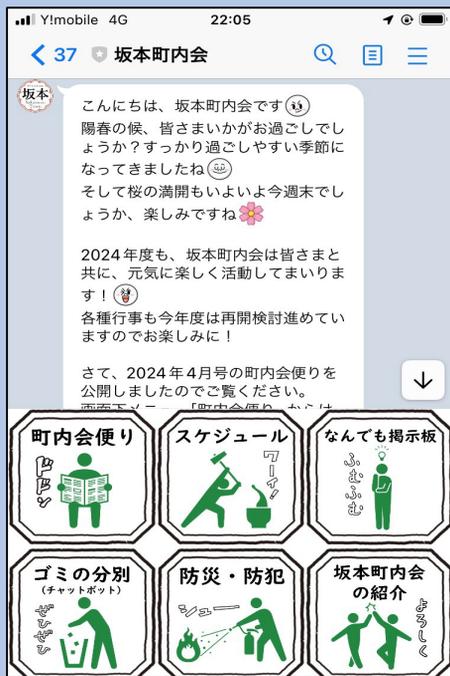
活動写真の共有

会員向けメニューの作成

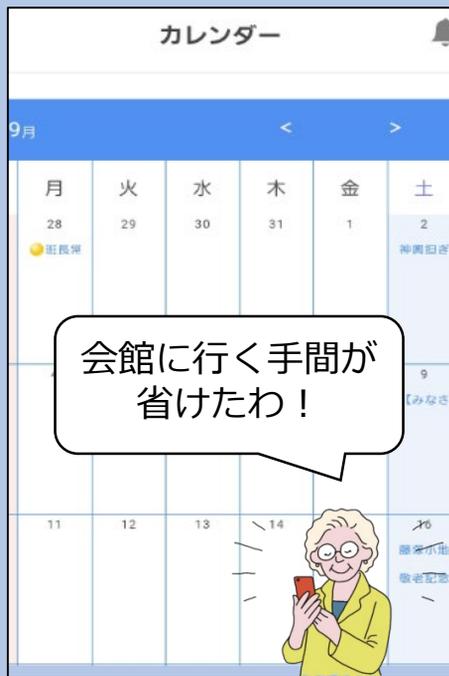
会館利用状況等の共有



いちのいち



LINE公式アカウント



Googleカレンダー

補助の対象になる主な経費

- ・ 初期費用 : アプリやホームページによっては始める時に費用がかかることがあります
- ・ 基本料金 : 例) 月額使用料、サイト利用料
- ・ システム利用料 : 基本料金とは別にシステムを利用するための料金がかかることがあります
- ・ その他 : オプションで追加機能をつける場合の料金

補助の対象にならない経費

- ・ 情報伝達ツールアプリ利用に関する機器の費用
例) Wi-Fiの導入費用、スマホ・タブレットの購入費用
- ・ 経費の内訳と支払の証拠等が確認できないもの
- ・ 国、他自治体、本市の他の補助金等を受けている経費

補助対象期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
(申請時点で既に契約しているものについても対象)

必要書類

ホームページから以下の様式をダウンロードし、記入してください(記載例もあります)

- ① 申請書
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書



保土ヶ谷区 デジタル

検索

申請期間

令和7年12月26日(金)まで

※ 応募状況により期限前に終了することがあります。

提出方法

いずれかの方法により、保土ヶ谷区地域振興課
地域力推進担当までご提出ください。

- ① メール
ho-chiikiryouku@city.yokohama.lg.jp
- ② 窓口または郵送
〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町2-9
- ③ ファックス
045-332-7409

※ 本制度による申請は、1団体1申請限りです。
令和6年度に本補助金の交付を受けた場合は、
今年度、当該補助金の申請を行うことはできません。

お問合せ

保土ヶ谷区地域振興課 地域力推進担当

電話 045-334-6380